

国民健康保険税の納税通知書発送について

前年中の所得金額や今年度の国民健康保険税率などをもとに、国民健康保険税の年税額を決定しました。納税通知書は**7月6日(水)**の発送を予定しています。税率や計算方法については納税通知書をご確認ください。

年税額 - 仮徴収額 = 差引徴収額(今後の納付額)

- 普通徴収(納付書または口座振替)の人：仮徴収額(1・2期)について5月に通知済
 - 特別徴収(年金天引き)の人：仮徴収額(4・6・8月年金分)について4月に通知済
- 年税額から仮徴収額を差し引いた結果、納め過ぎとなった人には還付について別途通知します。

問 税務課 ☎32-1103

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度より収入の減少が見込まれる人に対し、令和4年度国民健康保険税の減免を実施します。

申請にあたり、収入を証明する書類などが必要となります。詳細については、税務課までお問い合わせください。

問 税務課 ☎32-1103

ジェネリック医薬品を利用しましょう！

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、特許期間が満了した新薬(先発医薬品)と同じ有効成分を使用し、品質、効き目が同等な医薬品です。味や形状を飲みやすく改良されているものもあります。

国の基準、法律に基づいて製造・販売されており、安全に使っていただけます。
新薬よりも開発費が少ない分、価格が抑えられるため、お薬代の節約にもつながります。



ジェネリック医薬品に変更するには？

医師や薬剤師にご相談ください。直接言いにくい場合は、“ジェネリック医薬品希望シール”を保険証やお薬手帳に貼って提示する方法もあります。町の国民健康保険に加入されている人は新しい保険証に同封していますのでご活用ください。

※治療内容によっては、ジェネリック医薬品を利用できない場合があります。



問 住民環境課 ☎32-1104

消費税のインボイス制度事前登録申請はお早めに！

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには事前の登録が必要です。令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として**令和5年3月31日**までに登録申請を行う必要があります。

登録申請書を提出してから登録通知までの期間は、e-Tax提出の場合は約2週間、書面提出の場合は約1カ月を要します。(6月現在)インボイス制度開始時に登録事業者となる必要がある人は、早めの登録申請を行うようにしてください。

この制度に関するお問い合わせは、国税庁の「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」(☎0120-205-553 土・日曜日、祝日を除く 9~17時)で受け付けます。

問 大垣税務署 ☎78-4101